

令和5年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会

1 日時

令和6年1月31日（月）午前9時50分から午前11時30分まで

2 場所

味岡市民センター 2階 視聴覚室

3 出席委員（敬称略）

大野 泰典 税理士
萩原 聡央 名古屋経済大学 法学部 教授
平山 修久 名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
水谷 隆一 公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長
酒井 美代子 小牧市女性の会 会長
谷口 里美 小牧市消費生活改善推進委員会
丹羽 祐二 小牧市区長会 副会長（中町区長）
廣野 友巳 小牧商工会議所 常議員（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）
岩崎 至 一般公募者
馬場 容子 一般公募者

4 事務局

水野 隆 上下水道部長
笹尾 拓也 上下水道部次長兼上下水道経営課長
早稲田 宏 上下水道業務課長
長坂 裕 上下水道施設課長
船橋 裕一 上下水道施設課長補佐
石田 哲也 上下水道経営課経営係長
倉田 和典 上下水道経営課下水道経理係長
大平 守 上下水道業務課給水係専門員
杉田 康明 上下水道経営課経営係主査

松富 祐太 上下水道経営課経営係主事

5 傍聴者

なし

6 議事

(1) 下水道事業の使用料改定スケジュールについて

(2) 下水道事業の使用料体系の設定について

7 内容

【事務局】

それでは、時間は10時より少し早いですが、傍聴の方については9時50分までにお越しくださいということで告知をさせていただきましたので、9時50分過ぎましたが、お見えになっておりませんので、それから、委員の皆様、全ておそろいですので、少し早いですが、始めさせていただきます。

ただいまから第3回小牧市上下水道事業経営審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。事前に送付のほうをさせていただいておりますが、資料の1と2がございます。資料の関係ですが、よろしかったでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、開催に当たりまして、上下水道部長の水野より御挨拶を申し上げます。

【水野部長】

皆様、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、第3回小牧市上下水道事業経営審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。新年、元旦早々発生しました能登半島地震では、ライフラインであります上水道、下水道にも甚大な被害が出ており、小牧市上下水道部でも、水道事業では1月23日から2月3日までの期間で、石川県の七尾市に応急給水活動として、1班2名体制で3班という予定で職員を派遣し、本日も現地で給水活動のほうをしております。一方、下水道事業では、1月15日から24日までの期間であります、石川県の内灘町に下

水道の管渠の調査として、1班2名体制で2班4名の職員を派遣し、活動することで被災地の支援をしているところでございます。

小牧市におきましても、施設の老朽化が進む中、大震災に備えた耐震化による整備などの必要性を強く感じているところであります。

さて、本日の会議では、前回の審議会に引き続き、適正な下水道使用料収入、特に使用料改定スケジュールについて議論をしていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、様々な視点から活発な御議論をお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】

次に、萩原会長より御挨拶をいただきます。

【萩原会長】

改めまして、皆様、おはようございます。

ただいま水野部長からお話のありましたように、被災地支援について御説明がありました。それを受けて、この上下水道そのものがライフラインとして欠かせないものだというふうに思いまして、改めて、この本会議の重要性を認識した次第です。

本日にしましては、下水道事業の使用料改定スケジュールについて御議論いただきます。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきまして、実りのある会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶といたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、次第の2、会議の公開について説明をいたします。小牧市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は原則として公開することとされておりますので、本審議会につきましても公開とさせていただきますので、よろしく申し上げます。ただし、本日については傍聴の方はいらっしゃいません。

なお、記録用といたしまして、随時、撮影、録音させていただくとともに、議事録につきましては、発言者名については非公開にした上で、市ホームページなどで公開させてい

いただきますので、併せてお願いをいたします。

ここで、御報告申し上げます。本日の出席委員数は10名でございます。したがって、小牧市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、この会議が成立しておりますことを報告いたします。なお、本日の会議の終了時刻は正午頃を予定しております。

それでは、以後につきましては、小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会長が会務を総理することとなっておりますので、萩原会長にお願いしたいと思います。

それでは、議事の進行をよろしく願いいたします。

【萩原会長】

それでは、お手元の次第に基づいて進めたいと思いますが、委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

次第3の議事に入ります。次第3（1）下水道事業の使用料改定スケジュールについてを議事といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の2ページをお願いいたします。まずは、本日を含めまして、審議会での下水道使用料の今後の検討スケジュールについて説明をさせていただきます。本日、令和5年度第3回の審議会では、これから御説明をいたします5つの改定スケジュール案について御審議をいただきまして、改定スケジュールを決定していただきたいと考えております。本日の会議で改定スケジュールが決定しましたら、次回の審議会からは使用料体系について審議をしていただく予定であります。使用料体系につきましては、令和6年度中に計4回の審議会をもって決定していただく予定としております。その後、令和7年の1月頃に開催する審議会で、審議会から市長への答申書として取りまとめていただく予定となっております。以上が、簡単ではありますが、今後の下水道使用料の検討スケジュールになります。

それでは、使用料改定スケジュールの審議についての御説明に移ります。

3ページをお願いいたします。前回の審議会事務局から案1、案2、案3を御提案させていただきました。その際にA委員から、小牧市の長期経営計画の目標年次に合わせて、

案2、案3の経費回収率100%の到達時期を令和13年度に前倒ししてはどうかとの御意見をいただきましたので、案2-2、案3-2を追加させていただきました。さらに、審議会後にその他のスケジュール案について御意見がないかを確認しましたが、特に御意見はございませんでしたので、こちらの5案を基に御審議をお願いいたします。簡単に説明させていただきますと、案1は30%の改定を2回、案2と案2-2が20%の改定を3回、案3と案3-2が15%の改定を4回となっております。また、経費回収率100%の到達時期がありますが、案1は令和11年度、案2と案3が令和14年度、案2-2及び案3-2が令和13年度となっております。それぞれの案を比較しますと、案1は、改定の回数が少ない分、1回の値上げ率が高く、逆に案3は、1回の値上げ率が低い分だけ改定の回数が多くなっております。案2は、案1と案3の間となっております。

前回の審議会と説明内容がかぶりますが、再度、それぞれの案の具体的な説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。案1であります。令和8年1月と令和11年4月にそれぞれ30%の改定を行います。2回の間隔は3年3か月になります。なお、計算の都合で令和11年度の改定の後の経費回収率が99%となっておりますが、実際には経費回収率100%を超えるように調整して改定をする予定でございます。

続いて、5ページをお願いいたします。案2であります。こちらは令和8年1月と令和11年4月、令和14年4月にそれぞれ20%の改定を行うものです。改定の間隔は3年3か月と3年となっております。令和14年度に経費回収率100%を超える予定としております。

6ページをお願いいたします。こちら、案2-2であります。第2回審議会でA委員からいただきました意見を基に、案2の経費回収率100%以上を達成する時期を1年早めて令和13年度にしたものになります。改定時期は令和8年1月、令和10年4月、令和13年4月となり、改定の間隔は2年3か月と3年になります。

7ページをお願いいたします。案3であります。令和8年1月、令和10年4月、令和12年4月、令和14年4月にそれぞれ20%の改定を行います。改定の間隔は2年3か月と2年で、令和14年度に経費回収率100%を超えます。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。案3-2であります。案2-2と同様に、案3の経費回収率100%以上の達成時期を1年早めて令和13年度にしたものであります。改定時期は、令和8年1月、令和9年4月、令和11年4月、令和13年4月となり、改定の間隔は1年3か月と2年になります。

以上の5案を基に使用料改定スケジュールを御審議いただきたいと考えております。
使用料改定スケジュールの検討についての説明は以上になります。

【萩原会長】

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。御質問、御意見などございましたら、発言をお願いいたします。なお、御発言いただく場合は挙手をしていただき、お名前をお呼びいたしますので、その後に御発言してください。

今回新たに案の2-2、そして案の3-2をそれぞれ作成いただきまして、経費回収率100%を超える時期などもそれぞれの案によって異なりますが、委員の皆様におかれまして、どのような改定スケジュールがよろしいかということをお自由に御発言いただければと思います。例えば1回の値上げ率は何%がいいよという意見でもいいし、具体的にこの案がいいという意見が、例えばお持ちでないとしても、時期はここがよくだろうという意見でも構いません。それでは、委員の皆様、お願いいたします。

B委員、お願いします。

【B委員】

改定回数もそうですけれども、1回当たりの改定の金額というのが分かればちょっと知りたいんですが。

【萩原会長】

ただいまB委員から御質問がありましたが、1回の改定、例えば20%とか30%を行う際のその料金、具体的には値上げされる金額がお分かりであれば教えていただきたいと思っております。

【事務局】

ただいま御質問のありました、それぞれの改定を行ったときの値上げの額はどれぐらいかというお尋ねでございますが、前回の審議会でお配りした資料の御説明と同じになりますが、一般家庭で1か月に20立方メートルを使用した場合の影響額になりますと、30%を2回実施した場合ですと、1回目の30%で1か月当たり474円の増額になります。さらに

30%をもう一回やるとプラス1,091円になりますので、2回目はプラス600円ぐらいのイメージになります。続きまして、20%を3回行った場合ですが、まず、1回目でプラス316円、2回目でプラス696円、これは累計になりますけれども、それで3回目が1,151円の増額となる見込みとなっております。案3になります。15%を4回になりますと、1回目でプラス237円、2回目でプラス510円、3回目でプラス824円、4回目でプラス1,184円になります。

以上になりますが、少し補足させてください。先ほど前提として、一般家庭の1か月20立方メートル使用した際の増加額を御説明しましたが、現状の料金をお伝えしておりませんでしたので、お伝えさせていただきます。現状は1か月税込み20立方メートル使った場合は1,582円になります。よろしく願いいたします。

【萩原会長】

それでは、そのほかに御質問はございませんか。

C委員、お願いします。

【C委員】

今、下水道料金の値上げのことを議論しているんですが、水道の値上げというのは並行して行われることになっているのでしょうか。

【事務局】

現在のところ、いつから値上げということを考えている状況ではありませんが、ただ、小牧市は愛知県から65%ぐらい県水を買わせていただいて皆さんに給水しているという状況のなか、愛知県が来年の10月、それから令和8年に県水の値上げをするということをお聞きをしておりますので、状況を踏まえた上で、必要があれば改正をする必要もあると考えております。ただ、今のところ、いつ、どう値上げするかということが決まっているわけではないという状況でございます。

【萩原会長】

よろしいですか。特に御質問等ございませんか。また、各案に係る意見等もないですか。それでは、委員の皆様お一人お一人に、例えばこの案について御意見いただくというこ

とにさせていただきますもよろしいですか。

【A委員】

恐らく、料金体系と合わせてじゃないとスケジュールのことも、先ほどB委員からありましたけど、このスケジュールだけで議論というよりは、次の料金体系がどうなるのかとも合わせてじゃないと、皆さん意見が言いにくいのかなという気はしますが、案3の2年ごとに料金改定というのはどうなのでしょうかね。いろんな意見があると思うので、2年ごとに、それはそういうものだよねというふうに市民の方が理解していただけるのか、いや、またかってなるのか、そこはちょっと議論はあってもいいのかなとは思いますが、それも料金体系と合わせての話のような気もするので。会長が言われたように、今、各皆さんからって言われても、このスケジュールだけでは意見が出にくいかなとは想像はしますが。

【萩原会長】

ありがとうございます。事務局、どうでしょう。今、この改定スケジュールについて、まずは御説明いただきましたけど、委員の皆様から意見がなかなか出しにくい状況であります。そこで今、A委員からも御発言いただきましたけど、使用料体系について御説明いただくことから、それを受けて、この改定スケジュール案について委員の皆様の意見を聞く、伺うという形でも構わないですか。まずは一つ一つ、この次第に沿ってやっていかなければならないということですか。

【事務局】

使用料体系を先にとという話をお伺いしたのですが、その使用料体系は、まず、全体で何%上げるかというのが決まらないと、決められません。下水道事業に関しましては、そもそも経費回収率100%に届いていないということで、最終的には経費回収率100%までは上げたいという目標がございますが、1回でそこまで上げるのは市民の負担が大きいということで、1回あたり何%上げるかという話になり、その1回あたり何%上げるかということが決まった中で使用料体系を検討するという形になります。先ほど説明させていただきましたように、例えば現在の使用料が1,500円の御家庭ですと、大体プラス1,100円前後になりまして、それが30%だと1回で500円前後の値上げを2回、20%ですと300円くらい

の値上げを3回というイメージですが、そういった感じで、まずは全体でどれくらい上げるかと決めていただかないと、使用料体系には入れないので、そちらについては御了承いただいて、先ほど説明させていただいたように、全体が同じように20%上がるようなイメージで検討していただけないかなと思っております。

【萩原会長】

分かりました。事務局のお考えも当然ありますので、そうすると、まずは使用料体系の設定を行うに当たっては、この料金の、1回の改定率が何%であるかということを決める必要があるということでしたので、そうすると、先ほど事務局から説明がありました使用料改定スケジュールの案1から案3-2の5案の中から、この本会議で1つを決めていかなければならないということです。

そうすると、この案1から案3-2を見てみると、1回の改定率が30%、20%、15%という3段階あります。あとは、経費回収率100%を超える年度が、令和11年なのか、あるいは令和14年なのか、令和13年なのかという違いがありまして、あとは、先ほどA委員からも若干指摘がありましたけど、4回改定するのか、それとも2回にするのか、3回にするのかということ、これについて委員の皆様方からお一人お一人にお伺いしようと思うんですけど、私でしたらこの案が妥当であるという御意見でも構わないし、あるいは、例えば案1がいいという意見がもし出せなかったとしても、例えば1回の改定率は30%が望ましいとか、そういう意見でも構いません。お一人お一人の委員の皆様のお意見を踏まえて、また議論していきたいというふうに思いますので、大変申し訳ありませんが、委員の皆様方から御意見を頂戴したいというふうに思います。

それでは、D委員から時計回りで伺います。よろしく申し上げます。

【D委員】

取りあえず値上げするというところで、回数の問題で、これを見て思ったのは、朝三暮四といいますか、何回で上げるのかという話ですが、いろいろ意見があると思うんですけども、経営的な、会計的なお話のほうから言わせていただくと、経費回収率というのは早く100%にしたほうが良いと思います。それこそ何か大きな災害でもあれば、こういった問題以上にまたお金がかかる話になります。今ちょうど確定申告の時期で、皆さんご存じかどうか分かりませんが、本税が100%あるんですけども、実は2.1%プラスされている

んです。その

2.1%プラスされている税金は何かといいますと、東北の地震のときに起きた、その分をプラスして、25、6年かけて回収するという話で、とんでもない金額があったわけです。またこれで能登の地震がありました。どこでまた災害が起きるかわかりません。10年に1回ぐらいは起きるものですから、税理士の仲間でも、また2.何%上乘せになって、最後は1.2倍とか1.3倍に税金が増えるんじゃないのという雑談をしました。二十何年もかけて東北の地震を引きずって、ひょっとするとコロナの財政難というのも、表に出てはいませんが、かなりあると聞いています。少しずつ上げるのも1つの考え方かもしれませんが、上げ幅の金額にもよると思うんですけど、実は家族にも聞いたら、どっちがいいんだろうね、上がるにしても上がる幅が問題だよねという意見でした。要するに金額の問題ですよ。それがどれぐらいになるか分からないけど、家族は少しずつ上げたほうが良いという意見でした。私個人としては、できるだけ早く、一気に負担は増えますけれども、回数を少なくして早く上げていったほうが良いと思います。何回も上がるとどこまで上がるのという心理的な不安もあるのかなという気がいたします。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、C委員、お願いします。

【C委員】

先ほどA委員からお話があったとおり、いろんな考え方が当然あって、なかなかまとまらないかなと思うんですけど、事業者の小牧市さんの意思次第かなと私は思っています。ただ、それを外して私の意見を言わせていただくと、先ほど水道の値上げの話を伺ったんですけど、水道と下水の値上げが重なるととんでもない金額になるので、それはユーザーとしての立場で考えると避けてもらいたいと思うので、そうなると、先々、上水の値上げが想定されるのであれば、早めに値上げをしてもらったほうが良いのかなと思います。それは先ほどD委員からもお話がありましたけれども、早く回収率を100%に上げるということも事業者としては必要な観点だと思うので、ここで言うならば、案1で進めるというのが私としてはいいかなと思っています。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、E委員、お願いいたします。

【E委員】

主婦の立場として、何回も何回も値上げというよりも、スケジュール1案のほうが、1回、2回上がってそれで終わり。先ほどもC委員からもおっしゃったように、何回も何回も上がっていくというよりも、早めに回収率を100%にしたほうがいいのかなど思ったりもしております。それと、私たち、よくこういうことが理解できないので、市民への値上げの周知というのを徹底していただきたいと思っておりますので。案としては、私、1がいいかなと私個人の意見でございます。よろしくお願いいたします。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、F委員、お願いいたします。

【F委員】

私も経費回収は早いほうがいいと思います。隣の春日井市では、30%と15%の2回ぼんと上がったそうなんですが、50人ぐらいの問合せがあったぐらいということをお聞きしました。ですので、小牧市でもそんなに、春日井市は人口30万、小牧市は15万ぐらいですので、単純に考えれば25人ぐらいの方が問合せがあるだけだと思います。多分問合せで多いのは、うちなら幾ら上がるんだろうかということ、あとは生活、低所得者に対することの質問ぐらいかなと思います。多くの方は、もうこの御時世、値上げするのは当然と覚悟していると思いますので、私も早いうちに回収した案1がいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、G委員、お願いいたします。

【G委員】

1つ確認させていただきたいのですが、下水道の通っていないところは値上げは全く関係ないということですね。そうですね。そういう地域の方には関係ないということですね。分かりました。

私は主婦の立場から、やはりこの金額を見ますと、474円上がる案1、それと一番最後

の案3-2の15%の237円上がるというのでは、一気に上がるよりも少し上がったというほうが、一般の人たち、納得がいくのではないかなと思います。それと、何回も何回もとおっしゃいますが、これは今まで値上げされなかったということを次の私たち世代、私たちが負担をするということから考えますと、何回もというのが次の世代の方、次の若い方という何代もの世代の方でみんなで負担していくという考え方を納得がいくように説明していただければいいのではないかなと思います。案3-2が私はいいいと思います。よろしくお願いします。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、H委員、お願いいたします。

【H委員】

私は案1かなと思っております。やはりD委員がおっしゃったように、将来何が起きるか分からない時代、これからだと東南海地震、いつ来るのとか、そういった面でいくと、やはり早めというかね。それでやはり市民の方に説明、説得するというところでやっていただければいいのかなというふうに考えております。以上です。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、B委員、お願いいたします。

【B委員】

商工会議所の方面から考えているんですが、そもそも消費者のニーズというのがありまして、やはり1回の金額が多い少ない、そういう議論も非常にいいと思います。しかし、経費回収率100%で経費なんですよね。これ、利益であれば別にいいんですけども、長くても。普通の会社だと赤字で倒産ですわ。だって、経費が回収できていないんだもの。そういうことから考えると、もう待ったなしで、これは取りあえず、まず経費を確保する、100%。それから、その後で先のことを考えていけばいいという。ですから、負担する金額につきましても、回数の問題ではないと思います。これは即、令和11年となっておりますけれども、もっと早くなってもいいんじゃないかなというぐらいの気持ちで、これまでもつかなというほうが僕は心配で非常に不安ですけれども。

特に行政のほうでも、経費の回収率を100%というのを最優先の課題として、すぐやるべきだと思います。今までずっと積み重ねてきたものを回収するという意味じゃなくて、もうこれ以上持ち出しが耐えられないから頼むというようなそういうイメージで、商売上から考えると、私は、取りあえず出ている案の1、これは最優先で、僕は令和6年でも7年でもいいと思っております。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、I委員、お願いします。

【I委員】

1つだけお聞きしたいんですけど、下水処理場の改修はこれには影響するということはないですか。

【事務局】

下水道の処理場ですが、小牧市は下水の処理場は五条川左岸浄化センターといいまして、愛知県の処理場を利用しており、処理場は愛知県が計画を立てて改修等をしております。改修に対しては、小牧市は建設負担金として支払いという形になるんですけども、建設負担金は起債の対象になっており、基本的に30年間で分割して払っていくという形になっておりますので、処理場の改修によって突然負担が増えるということはありません。

【I委員】

昨日、別の会議で、もう改修の時期にかかっているといつて、改修の予定を近々立てなきゃいけないという話をお聞きしたのでちょっとお聞きしてみました。要は、それをお聞きしたのが、先ほどの上水道の話もありますけれども、この金額だけじゃなくて、上乘せされる可能性があるものが幾つかありそうな気がするので、1回の金額を大きくすると、それにまた乗っちゃってまた大きくなってという可能性がないでもないと思いますので、私としては案3を進めたいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、A委員、御意見等ありますでしょうか。

【A委員】

これは非常に難しいんですけど、実際にどう改定していくのかということに対しても、将来どういう形になるんだというところがやっぱり大事だと思うんですね。なので、先ほど委員からありましたけど、2回なのか、例えば案3だと4回ということなんですけど、最終的にはこういう姿に行くんだよねというのをどこまできちんと理解していただくのか。その姿をいつまでにしっかりやらないといけないんだというところのような気はするんです。実際に最終的な姿といったものが見えない限り、やっぱり、また上がった、また上がったってなるので、そこをどう見せていくのか。

今、委員の皆さんが言われたように、下水だけじゃないだろうという部分もあるので、そういうことを考えると、後出しジャンケンみたいになるのが一番よくないです。本来であれば、下水道も水道も、経済が成長していれば、例えば毎年1%ずつ経済が成長するんだったら、料金も1%ずつ本当は上がっていかないといけない話だと思うんですね。ということ考えると、小さく上げていくということも必要だと思います。それにはまず経済とかそこが上がらないと苦しいなという部分はあるので、今はたまたま政府がそういう方向に持っていこうという形でしてはいますが、ただ、1回で終わりそうな感じで、今回の6月といいますか、春闘だけで終わってしまって、その後続くのということは非常に不透明なところはあるんですけど、でも、そういうふうな考えによるのであれば、少しずつちゃんと上げていきますよ。そういう中でいくと、これで終わりじゃないかもしれないんですね、20年後とかになってくると。というようなところをどこまで理解していただくのかという部分にもよるのかなとは思いますが。

私の本当に勝手な意見であれば、先ほど、やっぱり経済が成長しない限りということはあるんですが、この何年間ずーっと経済成長していくぞというふうに、今後、小牧市の、要はトップもそうですし、他の部局、経済部局もそうですけど、そういう形で活性化していくんだというのであれば、案3のように、毎年とは言いませんけど、2年にちょっとずつは上がるんだぞというような考え方もあるんじゃないのかなとは思いますが。

もう一点は、1回に上がるのところというところを皆さんあれなんですけど、やっぱり最終的に、令和11年度に100%にしないと今後まずいぞというのであれば、やっぱり案1しかないような気はするんです。案1と案2、3で最終的に100%になるのが、11年度と13年度、あるいは14年度でずれているので、もし最終的なゴールを優先するというのであれば、

それはもう案1以外はないような気はするんです。いや、11年でも13年でもいいんだ、そういう料金に対する考え方、あるいは市民にきちんと支えてもらうという考え方、さらには、経済成長を今後もするんだというのであれば、やっぱりそういうライフラインといたしますか、重要なものに関しても、本来はちゃんと値段が、あるいは負担が経済成長に合わせて上がっていくんだというのであれば、やっぱり案3という考え方もあるのかなというふうには思います。

なので、こうですよって言えないんですけど、そういう意味からすると、案2は中途半端なような気はするんですが、間を取って案2ということも。でも、やっぱり小牧市として令和11年度までに100%にしないとまずいというのが経営判断としてあるのであれば、案1じゃないかなとは思いますが。

【萩原会長】

ありがとうございます。とても分かりやすく御説明いただきまして、今、A委員からお話をありました。これは本当に小牧市がどのようにお考えなのかというところもやはり重要なポイントだと思います。だから、最終目標、例えば早めに回収率100%に上げるぞというのが、もし小牧市のゴール、目標であるとするならば、そうしたこともお考え、お示しいただきたいとか、伺いたいし、それは11年度でも13年度でも14年度でもいいよということであるならば、確かにA委員のおっしゃったように、案3でも別にいいんじゃないかということになってくるかもしれません。ですので、恐らく委員の皆様の御意見としましては、回収率100%を早めに設定するべきだという意見が非常に多数を占めていて、それは小牧市としても、恐らくそこところは早めに回収率を100%にしたいだろうという、そういう気持ちを読み込んでおられる委員の皆様もおられるかもしれません。この点について事務局のお考え、もし教えていただけるなら聞きたいです。

【事務局】

今回の改定スケジュールにつきましては、事業者としての当然立場と、あとは行政マンということで市民の方の立場ということもありましたので、審議会という形で皆さんに議論をしていただいているという状況ではあります。確かに経営的な立場でいいますと、もちろん一刻も早く経費回収率100%を達成する必要があります。特に下水道事業に関しては、今までは、市から一般会計繰入金を受けて整備するというのが通常でありました

が、それが企業会計化されましたので、事業単体で基本的にはやっていかななくちゃいけないという形があります。

先ほどA委員が経済の成長に合わせてということもありましたが、今なかなか税収も取れない、市自体の税収が下がっているという状況で、要は市の皆さんから頂いた税金を下水道事業にどこまで回せるかというところが当然ありますので、経営的な考えからいけば、なるべく早くということはありません。ただ、繰り返しになりますが、私どもも行政マンですので、市民の方の立場というのも当然考えてということでもありますので、なかなかどちらかということはいい切れませんが、事業単体で考えれば、その事業だけで全て会計が回るような形につくっていかなくちゃいけないと。それが早いほうが本当はいいだろうというふうには考えております。

【萩原会長】

ありがとうございます。事業者としての小牧市の意見、立場としては、回収率を早めに設定していきたいという考えがあるようです。そこで市民の立場に立ってということなんですけど、先ほどE委員からもお話がありましたし、また、G委員からもお話がありました。また、A委員からもお話がありましたけど、やはりしっかりと市民に対してどこまで説明できるかというか、そのビジョンを示すことができるのかというところがとても大切になってくるように思います。市民の皆様の理解を得るためには、本当にこの回収率100%を早めに設定していかなければいけないということを丁寧に説明して、市民の皆様の御理解をいただくということを今後市としてしっかり行っていくことができるならば、市民の皆様の理解も得られるように思いますので、この点、どうでしょう、今この会議において、委員の皆様から頂戴した意見を踏まえると、案1が非常に多いということですので、この本委員会においては、使用料改定スケジュールをまずは案1としたいというふうに思いますが、皆様、御意見等ございますでしょうか。

もちろん、G委員、そしてI委員からは案3の意見をいただきました。しかし、最終的には回収率100%到達ということは同じでして、あとは料金改定の1回の値上げが、料金が多いか少ないかというところなんです。ただ、この点につきましては、今先ほど述べたとおり、市民に対する丁寧な説明、そして、しっかりと御理解いただけるように説明をしていくということを当然前提としております。

【B委員】

小牧市は、水道料金も県内で安いですよ。下から3番とか5番で。それはステータスとして、個人的な意見としては安いにこしたことはないですね。しかし、経営審議会の立場からいくと、やはり安いのがステータスじゃなくて、元に一旦戻しましょうというのが今回の目的だと思うんです。ですから、値上げというイメージでいくと非常に強くなっちゃうんです、インパクトが。我々としては、元に戻しつつ、普通そうじゃないのと、今まで安かったんだからという意見も多々聞きますけれども、じゃ、幾らかという金額については、市のほうからの市民への説明責任が当然ついていくと思いますけれども、その辺の根回しも含めて、慌てて早急にやり過ぎて失敗するよりは、きちっと最優先の根回しが終わったぐらいのところで実行という形からいっても、この案1の令和11年度というのは十分間に合うと思うんですね、これからやったとしても。そういうムードに持っていくことがまず最優先で、私としては、今、会長がおっしゃったように、やっぱり1番という、早く普通に一旦戻しましょうと。1番、2番になるのが、高くなるのが問題じゃないと思いますけれども、その辺は非常に気になるものですから、安いのがとにかくステータスじゃなくて、一旦元に戻したいからお願いしますという部分のほうが大きんじゃないかなと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまの意見につきましても、市民に対する説明において、分かりやすくできる1つの説明なのかなとも思いますけれども、その点は小牧市として市民に対してしっかりと説明をしていくということ、繰り返しですけど、お願いをしたいと思います。

どうでしょう。委員の皆様、まずはこの会議における結論として、案1ということでまとめてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、使用料改定スケジュールにつきまして、本会議においては案1として決定したいと思います。

私の意見を全然言っていなかったんですけど、私、先ほどA委員から中途半端と言われた案2がいいかなと。そこは何の考えがあったのかと言われたときに、初めは当初、どちらだろう、どっちつかずの真ん中かなと思ったのも、そのところには明確な根拠は実はなく、ただ、この本委員会で委員の皆様からそれぞれ御意見いただく中で、やはり回収率100%というのは早期達成するべきであろうという意見、皆様の意見を聞きながらそう思いましたし、また、もともと赤字で事業を運用していくということは、これは通常ではないという理解があります。ですので、早急に、そして小牧市においても、本当にどのような状況になるか分からない状況ですので、だとすれば、早めに回収率100%到達という案1を私も支持したいと思います。

【C委員】

資料の2ページ目でいくと、令和7年の1月にこの審議会の答申を出すスケジュールで、ここからいろんな住民に対する説明やなんかスタートするんだと思うんですけども、一方で、資料の4で、料金改定自体が、これが令和7年度だから令和8年の1月になるんですかね。ですから、1年も準備期間がない状態で料金値上げがあるということなので、住民の方にうまくその期間で説明できるかなというのが若干心配があって、よくその辺は、もしこのスケジュールでいくのであれば、この答申が出る前から準備をしないと間に合わないで、その配慮をお願いしたいなと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまC委員から御意見がありましたとおり、市民への周知、なるべく早く行っていくことができるならば、本当に早めに対応をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

そのほかの委員の皆様、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、決定した使用料改定スケジュールですが、審議会からの意見書として小牧市に提出したいと思いますので、事務局で素案の作成をお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。次第3の(2)です。下水道事業の使用料体系の設定についてを議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議事2の説明のほうをさせていただきます。

本日、今、案1ということで意見をまとめていただきましたので、次回の審議会からは、今回決めていただいた30%の改定率に見合う収入をどういった、皆さん、使用者の方から御負担いただくかという、具体的に料金表に当たる部分、使用料体系と呼んでいますけれども、その辺りを次回から検討していただくこととなりますので、その前に、本日は、下水道使用料の設定方法について、まず説明をさせていただきます。

資料2の3ページをお願いいたします。こちらは、下水道使用料を検討する一連の流れを示したものになります。これは、日本下水道協会が発行しております『下水道使用料算定の基本的な考え方』という書籍がありますが、そちらに示されている内容になります。下水道使用料の検討につきましては、一番上の財政計画等の策定・確認から、一番下の使用料体系の設定まで9段階に分かれております。そのうち、3つ目まではこれまでの審議会でご審議いただき、完了している内容になります。

それでは、一番上から1つずつ内容を御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。財政計画等の策定・確認になります。使用料の算定に当たりましては、将来の一定期間におけます事業運営に必要な経費を把握する必要がございます。小牧市の下水道事業では、長期経営計画を策定しまして、今後30年間の経費を計算しておりますので、今回もこちらを使用いたします。

5ページをお願いいたします。使用料算定期間の設定になります。使用料の算定期間とは、使用料対象経費を積算する期間のことをいいます。一般的には3年から5年とされております。

6ページをお願いいたします。収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認であります。小牧市下水道事業では、既に一般会計からの赤字補填を受けている状況でありまして、使用料改定の必要性は把握をしております。次に、使用料対象経費の算定であります。長期経営計画を算定期間の数年間に絞って精度を上げまして、使用料対象経費を見積もります。最後に、収支過不足の確認であります。使用料収入につきましても、算定期間に絞って精度を上げて見積もり、算定期間中の収支不足額を確認いたします。

7ページをお願いいたします。使用料対象経費の分解であります。経費を性質に従いまして、需要家費、固定費、変動費に分類いたします。次に、使用者群の区分ですが、こちら、排水量や水質の違いに応じて使用者をグループ分けする作業になります。小牧市では、

一般の区分と公衆浴場の区分の2つがありまして、さらに一般区分では使用水量で単価が変わっております。

8ページをお願いいたします。使用料対象経費の配賦であります。先ほど需要家費、固定費、変動費に分類したものを使用料体系上、どの区分で回収すべきかを整理します。最後に、使用料体系の設定であります。使用料対象経費の配賦を基に、基本使用料及び従量使用料の金額を具体的に決めていく作業をいたします。下水道使用料検討の一連の流れを御説明しましたが、なかなかイメージが湧きにくい部分も多いかと思っております。そこで、具体的に使用料算定作業の進め方について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。先ほどの繰り返しになりますが、使用料算定作業は①の使用料対象経費の算定、②の使用料対象経費の分解、③の使用料体系の設定の流れで進めます。

11ページをお願いいたします。①の使用料対象経費の算定であります。算定期間内の維持管理費と資本費を将来コストとして推計します。そこから税金負担分、つまり、一般会計からの基準内の繰入金として認められている分や、国庫補助金などの財源を除きますと、本来使用料で賄うべき経費が算出されます。これが使用料対象経費となります。

12ページをお願いいたします。②の使用料対象経費の分解であります。使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費の3つに分類します。需要家費とは、使用水量の多寡にかかわらず、主に使用者数に対応して増減する経費になります。例えば、検針業務や使用料の徴収業務などに係る経費がこの需要家費に当たります。次に、一番下の変動費であります。これは使用水量の多寡に応じて変動する経費になります。主に愛知県にお支払いする流域下水道の処理場に対する維持管理負担金に当たります。最後に固定費であります。これは使用者数や使用水量の多寡にかかわらず、固定的に必要な経費になります。既存の施設に対する減価償却費や人件費などがこれに当たります。

使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費の3つに分けた後は、今度はそれを基本使用料と従量使用料に分けます。一般的な経営の考え方では、需要家費と固定費は基本使用料、変動費は従量使用料の対象としております。しかし、下水道事業の固定費は多額に上りますので、全てを基本使用料とすることは使用者の負担が大きくなりますので、その性質によって基本使用料と従量使用料のどちらかに分類します。

ここで、基本使用料と従量使用料について再度御説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。基本使用料とは、基本水量の範囲内で、排水量にかかわらず、一律

に決まっている料金になります。従量使用料とは、排水量に応じて増える料金になります。例えば、現在小牧市でもそうですが、基本水量が10立方メートルだとしますと、10立方メートルまでであれば、5立方メートル使用しても1立方メートルの使用でも同じ使用料になります。10立方メートルを超えると、使用水量の増加に合わせて使用料も上がっていく仕組みとなっております。

14ページをお願いいたします。使用料体系の設定において検討する事項を順番に御説明をいたします。15ページと併せて御覧いただければと思います。まずは①の用途別使用料の検討であります。これは小牧市でいいますと、一般用と公衆浴場用の2つの設定をどうするかということになります。2つ目は、表の右端にあります②の基本使用料と従量使用料の収入割合です。例えば令和4年度の決算で申し上げますと、使用料収入のうち、小牧市の場合、基本使用料が40%、従量使用料が60%の割合となっております。これを12ページで実施しました使用料対象経費の配分と比較しまして見直しの必要性を検討いたします。基本使用料と従量使用料の配分が決まりましたら、基本使用料では、③の基本水量をどうするかという検討、従量使用料では、各水量の区分であります④の水量区分の検討を行います。最後に、従量使用料に対して逓増度を見ながら、それぞれの区分の使用料単価を検討いたします。逓増度とは、使用料単価の増加率のことになりまして、現在は、例えば最低単価が11から20立方メートルで税込み79.2円に對しまして最大単価であります501立方メートル以上で、これも税込みで176円となっておりますので、この増加率を逓増度といたしますが、これは2.2となります。この数値が大きくなると大口の使用者の方の負担が増えまして、逆に逓増度が小さくなりますと小口の使用者の負担が増えるイメージになります。

16ページをお願いします。使用料体系の設定方法につきまして、簡単に4つのパターンに分けてそれぞれの特徴を説明いたします。まず、パターン①になりますが、こちらは算定要領に基づきまして、一から使用料体系を設定する方法になります。これは最もあるべき負担構造になりますが、現行の使用料体系をベースにしていなため、一部の使用者に大幅な負担の増加を求める可能性もあります。そこで、実際にはパターン②からパターン④のように、現行の使用料体系を踏まえて検討する場合があります。

そのうち、最もシンプルで分かりやすいのはパターン②で、基本使用料も従量使用料も定率で増加させるもの、例えば10%の値上げをする場合、基本使用料も10%、従量使用料も10%上げるような方法になります。ただし、この方法ですと現行の使用料体系の基本使

用料と従量使用料の割合が使用料対象経費の分配と同じことが前提になります。そこで、使用料対象経費の分配を基に、基本使用料と従量使用料を別々に考えたものがパターン③と④になります。

パターン③は、従量使用料を定率で増加させる。例えば、使用水量が少ないところも多いところも同じ10%増とした場合ですが、この場合は逓増度は変わらないものの、使用水量が多いほど、もともとの単価が高いため、増加額も多くなります。逆にパターン④は、従量使用料を定額増、例えば使用水量が少ないところも多いところも同じ100円増加とした場合ですが、このときは使用水量が少ない方ほど増加率が高くなって逓増度が低くなります。実際に改定する場合は、これらを踏まえつつ、各使用区分の負担の増加量を考慮しながら使用料体系を検討していくことになります。

最後に、近年、使用料改定を行った愛知県内の市町の傾向を御紹介します。

資料2の17ページをお願いいたします。基本水量と基本使用料の設定状況になります。赤色の囲みを見ていただきますと、もともと基本水量を設定していた自治体が基本水量をゼロにする改定を行っていることが分かります。しかし、基本水量を廃止した分、基本使用料を下げた自治体は豊明市の1市しかなく、多くの自治体は基本使用料も増額しております。

18ページをお願いいたします。従量使用料の改定状況を逓増度を基に御説明いたします。先ほども御説明しましたが、逓増度とは使用料単価の増加率のことです。なお、14ページの数値は税込みだったのに対して18ページの数値は税抜きですのでご承知おきください。小牧市の場合は、最低単価が11から20立方メートルで72円に対しまして、最大の単価が50立方メートル以上で160円ですので、逓増度は2.22になります。

他市町の改定状況ですが、例として小牧市の下にあります豊橋市を見ていただきますと、改定前は、最小が100円、最大が260円ですので、逓増度は2.60になります。これが使用料改定後の逓増度ですが、真ん中、ずれていただいて、単純に改定後の最小の区分と最大の区分を比較して逓増度を出すと30.0になり、改定前に比べて10倍以上に増大しています。しかし、これはこれまで10立方メートルまでを基本水量としていたものを従量使用料に変えたことにより最小区分が変更したことによる結果であります。ですので、右列のように改定前と同じ水量区分で比較した場合の逓増度は2.50で、改定前よりも若干低くなっております。

ほかの市町におきましても、赤色で囲ってあります、改定前は基本水量を設定していた

自治体では、改定前に比べて改定後の逓増度は多少増減しているものの、ほぼ改定前と同じような数値になっており、大きく逓増度を変える改定は行っていないことが分かります。それに対しまして、既に改定前から基本水量がゼロであった自治体では、逓増度に大きな変化が見られる自治体もあります。上から5番目にあります東郷町を御覧いただきたいんですが、東郷町では、水量区分の多いところを値上げし、さらに新たな数量区分を設けております。逓増度は増加し、使用水量の多いところの負担を増やしております。逆に下から2番目の一宮市では、最小区分の使用料単価が8円から26円に増加し、逓増度が約3分の1に縮小しています。

これらのことを踏まえますと、これまで基本水量を設定していた自治体では、基本水量の廃止をする代わりに、従量使用料については現状から逓増度を大きく変えるような改定は行わず、既に基本水量がない自治体では、その自治体の実情に合わせて逓増度を変えるような改定を行っている傾向がうかがえます。

今回は使用料体系を設定するまでの大まかな流れについて御説明しましたが、次回の審議会では、この流れに従いまして使用料対象経費の配分などを行い、複数の使用料体系を案として御提案する予定にしております。

以上で資料2の御説明を終わります。

【萩原会長】

ありがとうございました。事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

次回から、この使用料体系について事務局から案が示されるように、先ほど説明がありましたので、その前に設定に係る説明に関し、不明な点等あれば御質問いただきたいと思います。

それでは、I委員、お願いいたします。

【I委員】

春日井市とかに、制度の逓増度のやり方が途中で変わっているのは何のためですかね。

【事務局】

こちら、真ん中の列のものと右側の列のものの違いということによろしいでしょうか。

【I 委員】

春日井市だと、令和3年4月からは最低使用料が10なのに、令和4年4月から25に変わるし、最大も170と190と変わって、結局、料金の上げるときに制度も変わっているということなんですかね。

【事務局】

春日井市につきましては、30%、1回目値上げ、2回目15%、2回改定しております、1回目の改定では、最初に基本水量をなくして、その区分を10円にしています。2回目の改定で、その10円に設定したものを25円まで値上げをしたという、そういう形で2回値上げを、2段階やっております、①が1段階目で、②が2段階目という形になっております。

【I 委員】

小牧市でもこういうことを考えてみえるんですか。

【事務局】

小牧市でも、先ほどの議題の1で、30%、2回の値上げで上げていくという話をさせていただきましたので、そういった形で2段階で検討していく形になります。

【I 委員】

そのときに逡増度も変えるとか、そういう作業をされるんですかね。

【事務局】

そちらにつきましては、次回の審議会で議案として提案させていただきますので、審議をいただければと思っております。

【萩原会長】

次回以降、またこの逡増度に関わるもの、あるいは基本使用料をどうするかとか、そういう提案をいただけるということですよ。

【事務局】

はい。

【萩原会長】

そのほかにありますか。

それでは、C委員、お願いします。

【C委員】

逡増度の18ページの資料なんですけど、例えば豊橋市だと、逡増度2.6から30に上げています。一方で、一宮市は16.5から5.77に下げているということなんですけれども、この辺の事情というのは御存じでしょうか。

【事務局】

豊橋市さんですけれども、こちら、真ん中、2.60から30.0と非常に大きくなっているように一見見えるんですけども、実は17ページでも説明させていただきましたように、豊橋市さんなんですけど、今まで10立方メートルまで基本水量として中に入れておきまして、要は10立方メートルまでは全く料金が一緒だったので逡増度対象外だったんですね。11立方メートルからというものが対象になっていたと。それが11立方メートルから20立方メートルまでが100円となります、これまでは、それが新しい従量使用料ですと、1立方メートルから10立方メートルを新しく従量使用料として設定しましたので、それが10円になったということで、実際には今までの従量使用料として設定していた100円のところは、実は120円になっております。この表でいきますと右側にある120円というところが、実際には100円の部分も120円になっておきまして、今まで100円であったところの1個下のランクに10円という料金の表を設定したというのが今回の設定になります。ですので、その10円の一番下のランクを設定したものですから、そこと比較すると30倍ということで非常に逡増度が高くなっているんですけども、これまで100円だったところと比較しますと、そこは120円になっただけですので、2.60から2.50ということで、そんなに大きくは変わっていないという状況になります。

【C委員】

今御説明いただいたのは、先ほど伺ったので分かっているつもりなんですけど、あえて制度を変えてしまった背景というのは何かあるのかを伺いたかったんですけど。例えば一宮市であれば、大口の工場の値上げがなかなかしづらくてこういう体系にしたらどうか、そういう背景が分かれば教えてほしいなという質問だったんですけど。

【事務局】

申し訳ございません。そこまでちょっと把握はしておりません。

【萩原会長】

もし、その点、背景とか、次回、この審議会で説明いただけるのであれば、また教えてもらえればと思います。

【事務局】

では、次回の審議会でこちらの提案をさせていただくときに、他市町の状況として改定の背景なども説明をさせていただきます。

【萩原会長】

そのほかに御意見ございますか。御質問でも結構です。

【A委員】

まず、資料2なんですけど、どういう考え方でというのは、非常に流れとかもよく分かると思うんですけど、例えば4ページ、5ページ、6ページとかでも、最初に必要な経費を把握する必要がありますって。その下には経費を計算していますということなんですけど、例えばここにも、じゃ、どのぐらいの経費なのかみたいな数字もちゃんと入れて、市民の方にも、これを見たら、あっ、こういう形で考えているんだなというのが分かるような資料作りにしたほうが良いような気はするんです。

例えば、6ページに必要性を判断しますってあるんですけど、これ、必要性、じゃ、他の経営のとか、市民に配っている以前のパンフを探してこないと見えないのかというよりは、この資料を見たら、やっぱりこういう状況なんだというのが分かるようにできれば、

資料にて本当に考え方とかが非常に整理されてはいるので、ぜひそういう数字も入れながら作られるのがいいのかなというふうには感じましたというのが1点。

先ほどのC委員とも関係するんですが、今日はこういう資料だと思うんですけど、今後、現状分析というか、小牧市で大口が大体何%ぐらいいるのかであるとか、固定費の中でどれだけが従量使用料で賄えているのかであるとか、そういうデータは多分今整理されていると思うんですけど、そういうデータをしっかりとこの委員会というか、この会の中に示して、委員の皆さんに示していただくということがとても大切だと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。そういうデータが恐らく他の市町ではいろいろ変わっているんで、なので、それぞれの考え方で、通増率はどうしていくんだといったところがあると思うので、そういうデータをぜひお願いしたいと思います。

そういう観点で考えると、今日はこういう料金の考え方で進めますよというようなところを委員の皆さんにしっかり理解していただくというところなのかなとは思いますが、なので、まずは今日、そういう流れで理解、どこまであるのかかもしれないですが、あつ、こういう流れなんだなというのは何となくは皆さん理解していただいたとは思いますが、ぜひ、そういった中でも、先ほど言ったように、前半部分とかは数字を入れられるところはちゃんと数字を入れてというところのお願いはしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。

【萩原会長】

そのほかに、委員の皆様、御意見ございますか。

B委員、お願いします。

【B委員】

経費の配分のことで、今、A委員がおっしゃいましたけれども、言葉の説明と、あと、数値的な、参考数値というのは非常にまとめ上げて持っていくのがいいので、比較表も含めた上で、この1つを見たら分かるというようなイメージで、前の書類を出してきてやるんじゃないくて、例えば、経費の配分をしていくために、一般的にかかる経費を全部足して、

それをコスト積み上げ方式で演繹法でやっていくのか、これだけかかるんだというものを出した後で帰納法で配分していくのか。その辺の基本的なものを次回の数字として出てくれば非常に分かりやすくなるものですから、配分方法、基本的な数字というのは明細を示していただければ非常によく分かるので、それもちよっとお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

【萩原会長】

ありがとうございます。そのほか、委員の皆様、御意見よろしいですか。

今、A委員やB委員からお話がありましたけど、やはり分かりやすい資料の作成、これ、大変かもしれませんが、次回以降の会議においてもよろしくお願いいたします。

あとは、市民の方々への説明、これは先ほどの改定スケジュールにおいても繰り返し述べたところですけど、やはり市民の方々に説明をしたとしても、それが理解、あるいは分からないものであれば、やはり説明責任が果たされていないように思いますので、分かりやすく市民の方々に、市民目線で資料の作成をしていく、あるいは周知していくということも大事だと思います。この点についても、大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の4、その他に移らせていただきます。事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

今後のスケジュールでございます。次回の審議会なんですけれども、4月から5月頃を予定しております。使用料体系について審議をしていただく予定です。なお、会長からもお話をいただきましたが、決定した使用料改定のスケジュールなんですけど、こちら、意見書として取りまとめて市に提出をさせていただきます。事務局で素案を作成させていただきますので、また御確認のほうよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、御確認をよろしくお願いいたします。その後、市のホームページ等で公開をさせていただきます。

説明は以上です。

【萩原会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は終了いたしました。皆様方には議事進行に御協力、感謝申し上げます、事務局のほうにお戻りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

最後に、交通安全についてのお願いであります。交通事故を決して他人事と思わず、日頃から気をつけていただくよう、よろしくお願いいたします。見通しの悪い交差点などでの左折など、出会い頭の衝突もあります。もしかしたらという危険を予測しながら、安全運転に心がけていただくようお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第3回小牧市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。